平成２３年（フ）第８１５９号
大阪府東大阪市岩田町４丁目17番10―303号、住民票上の住所大阪府東大阪市若江東町２丁目７番２―508号
債務者　佐藤　　猛
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２２２号
大阪府門真市幸福町28番32―203号
債務者　徳島明日香こと　金　明日香
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３００号
大阪市生野区新今里４丁目５番12―3006号
債務者　滝川恵理こと　河　　天淑
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３０７号
大阪府東大阪市南四条町５番５号
債務者　岩崎弘畑こと　李　　弘畑
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３１４号
大阪府豊中市曽根東町５丁目６番12号
債務者　辻本　佳代
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３１６号
大阪市北区同心２丁目１番９―203号
債務者　宮本理恵子（旧姓三木）
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３２０号
大阪府東大阪市長田３丁目７番27―705号
債務者　池原　幸穂
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３２１号
大阪府箕面市船場西２丁目22番24―202号、住民票上の住所大阪府箕面市瀬川４丁目15番45―108号
債務者　山内　孝彦
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３２３号
大阪市平野区背戸口１丁目22番20号　ハピネスゆう702号
債務者　大西　康代
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３２７号
大阪市中央区上汐１丁目５番11号
債務者　鎌倉　榮子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３２８号
大阪市淀川区塚本３丁目７番19号　ハイムクロードＺＡ号
債務者　細川奈津子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３３号
愛知県豊橋市曙町字南松原58番地　Ｃ―101
債務者　荻野　由文
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３５８号
愛知県豊橋市大橋通２丁目142番地
債務者　岡村　知泰
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３６７号
愛知県豊川市一宮町旭167番地
債務者　三浦紀久代
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第６８３７号
大阪市西成区松１―１―21　明和オートワークビル605、住民票上の住所大阪市西成区玉出西１丁目14番７―601号
債務者　藤原　信雄
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３０５号
大阪市淀川区三津屋北１丁目４番11号　神崎プラザ404号
債務者　河山喜久夫
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０号
愛媛県八幡浜市保内町須川86番地１
債務者　芝野　　実
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月６日午前10時
松山地方裁判所大洲支部